

「自書申告」で正しくお早めに！

# 所得税確定申告・住民税申告 受付

申告受付期間 2月17日(月)～3月17日(月)

所得税の確定申告と村民税申告の受付が2月17日から始まります。村では今年から会場を役場および保健センターに変更し申告相談の受付を行います。大字ごとに受付対象地区を設けますが、対象地区以外の住民の方の申告も受け付けることができますので、いつでも都合のよい日に申告開場にお越しください。

※保健センターでの申告の際、保健センターの駐車場が満車の場合は旧西小学校の校庭を駐車場としてご利用ください。

申告会場：役場、保健センター

## 申告相談の日程と会場

月 日	受 付 時 間	会 場	受 付 対 象 地 区
2月17日(月)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	安戸
18日(火)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	安戸
19日(水)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	安戸
20日(木)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	御堂・奥沢
21日(金)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	御堂・奥沢
24日(月)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	御堂・奥沢
25日(火)	午前9時30分～午後4時	保健センター	大内沢
26日(水)	午前9時30分～午後4時	保健センター	大内沢
27日(木)	午前9時30分～午後4時	保健センター	坂本
28日(金)	午前9時30分～午後4時	保健センター	坂本
3月3日(月)	午前9時30分～午後4時	保健センター	皆谷・白石
4日(火)	午前9時30分～午後4時	保健センター	皆谷・白石
5日(水)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	○上記会場で都合が合わなかった方 ○譲渡所得、医療費控除、住宅借入金等特別控除を受けられる方
6日(木)			
7日(金)			
10日(月)			
11日(火)			
12日(水)			
13日(木)			
14日(金)			
17日(月)			

◆譲渡所得・住宅借入金（取得）等特別控除のある方は、売買契約書等のコピーが必要になりますので必要書類を事前に用意し、ご持参ください。必ず税務署または役場会場で申告してください。

◆社会保険料（国民年金）控除を受ける場合は、「控除証明書」または「領収証書」が必要です。

◆平成25年から平成49年までの各年分の所得税額に復興特別所得税（基準所得税額×2.1%）が加算されます。

◆平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割が、1,000円引き上げ（村民税500円、県民税500円）になります。

◆税務署から確定申告書が送られてきた方は、所得の有無にかかわらず必ずその申告書で確定申告をしてください。

◆給与収入もしくは公的年金等の年金収入がある方で、その他の収入（営業、農業等）がある方はその金額の多寡にかかわらず住民税の申告が必要です。

## 住民税の申告

平成26年1月1日現在、東秩父村に住所のある方で、平成7年4月1日以前に生まれた方（19才以上）は所得の有無にかかわらず申告をしていただくこととなります。

ただし、収入が給与と所得だけで勤務先から給与支払報告書が提出されている方、公的年金等の年金収入のみの方（年金収入が400万円を超える方を除く）税務署に所得税の確定申告をする方は原則として申告の必要はありません。

なお、村では事前に各家庭に申告書をお送りしますので、所得がない方も各種証明書の資料となりますので、ご提出くださいますようお願いいたします。

## 所得税の確定申告

所得税は、皆さん自身が税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%または10%の加算税が課される場合があります。さらに

◆国税庁ホームページアドレスは、<http://www.nta.go.jp/>です。ご利用ください。